

厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会の設置について

- 「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する……P1
省内検討会」の設置について

- 主な検討の視点……P3

- 参考資料……P4

「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」
の設置について（案）

1 趣旨

厚生労働省の研究助成等について、交付先・事業選定の適切性を高める方策や、研究成果の施策との連動性の確保のあり方などを検討し、もって、研究助成等に関する予算の適正な運営等に資するものとするため、「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」を設置する。

2 主な検討事項

- (1) 交付先等の選定の適切性を高める方策
- (2) 研究成果の施策への連動性（反映）の確保及びその評価のあり方
- (3) その他助成事業の適正な運営の確保に関すること

3 構成

- (1) 検討会は、大臣官房長を主査とし、技術総括審議官を副主査とする。
- (2) 検討会は、別紙のメンバーを構成員とする。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、関係部局等の職員の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 検討会に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- (3) 事務局長は大臣官房厚生科学課長とし、事務局次長は大臣官房厚生科学課研究企画官とする。
- (4) (3) に掲げるもののほか、事務局のメンバーは、関係部局等の職員とする。
- (5) 事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、大臣官房厚生科学課において処理する。

主査	大臣官房長
副主査	技術総括審議官
メンバー	総括審議官
	政策評価審議官
	大臣官房参事官（総務担当）
	大臣官房会計課長
	大臣官房厚生科学課長（事務局長）
	政策統括官付社会保障担当参事官
	政策統括官付労働政策担当参事官
	政策評価官

（オブザーバー）

医政局総務課長
健康局総務課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長
職業能力開発局総務課長
高齢・障害雇用対策部企画課長
障害保健福祉部企画課長

※このほか、必要に応じ、各部局を加える。

主な検討の視点（たたき台）

1 交付先選定や事業内容の適切性を高める方策

- ①評価委員の選定や評価基準のあり方
- ②研究重複のチェック体制の強化のあり方

2 政策との連動性（反映）の確保・評価・公表のあり方

- ①施策活用等に関し、研究を行う前の事前の評価方法（事前評価）に改善すべき点はないか
- ②採択後フォローアップ（中間評価）に改善すべき点はないか
- ③研究終了後の評価（事後評価）に改善すべき点はないか
- ④わかりやすい結果公表と結果の活用のあり方

3 その他

- ①適正な執行の確保等のための取り組み
- ②研究の戦略性・重点化等を適切に判断できる仕組み

など

「厚生労働省の研究助成等のあり方に
関する省内検討会」参考資料

平成22年6月2日(水)

厚生労働省の研究助成等関係予算について

※額は、H22予算額

1 共通的な研究助成制度(補助金)

①厚生労働科学研究費補助金 (472億円) 1594件(H21)

- ①行政政策研究分野
(社会保障政策、国際医学協力など)
- ②厚生科学基盤研究分野
(再生医療、創薬、医療技術など)

- ③疾病・障害対策研究分野
(障害、老健、母子、がん、疾病、感染症など)
- ④健康安全確保総合研究分野
(健康危機管理、労働安全衛生、食品・医薬安全など)

2 国の試験研究機関による研究費(直轄事業費)

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所 (10億円)
- ・ 国立保健医療科学院 (5億円)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 (1.7億円)
- ・ 国立感染症研究所 (23億円)
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター (1.4億円)

※共通運営費的な経費を含む。

3 独法による研究費(運営費交付金)

①独法が自ら行う研究への助成(※1)

- ・ 国立健康・栄養研究所 (7億円)
- ・ 医薬基盤研究所 (28億円)
- ★ 国立高度専門医療研究センター (75億円)
(がん、循環器病、精神・神経医療、国際医療、成育医療、長寿医療の各センター)
- ・ 労働安全衛生総合研究所 (21億円)

★「研究開発型独法」に該当

- ・ 国立病院機構 (23億円)
- ・ 労働者健康福祉機構 (8億円)
- ・ 労働政策研究・研修機構 (28億円)
- ・ 高齢・障害者雇用支援機構 (1.6億円)
- ・ 雇用・能力開発機構 (1億円)

※ 共通運営費的な経費を含む。

②独法からの研究費助成事業

- (1) 医薬基盤研究所
 - ・ 基礎研究推進事業(研究者への研究委託) (63億円) 95件(H21)

4 委託による研究費(委託費)

①公募等によるもの

- ・ 原爆症調査研究 (15百万円)
→(財)放射線影響研究所、日本赤十字社
- ・ 精神障害者サービス提供体制整備促進事業 (10百万円)
→今後競争により選定(H22新規事業)
- ・ 労働災害防止対策事業 (1.6億円)
→中央労働災害防止協会

②その他

- ・ 特定疾患調査委託費(毒ガス障害者の後遺症) (3百万円)
→広島県
- ・ 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 (7百万円)
→都道府県(合同輸血療法委員会)

5 公益法人が行う研究への助成(補助金)

- ・ (財)放射線影響研究所 (5億円)
- ・ (財)結核予防会・結核研究所 (13百万円)

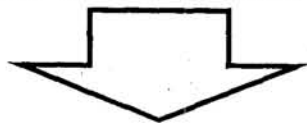
※ これらのほか、難病医療助成など、実質的に患者支援等の機能を担っているもの等がある。

わが国の研究開発評価に関する指針

国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成20年10月31日内閣総理大臣決定

- 国の研究開発評価についての基本の方針として、政府全体として「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)を策定。
- 各省庁は、この指針に沿って各省庁で、具体的な評価指針を定めることを求められている。



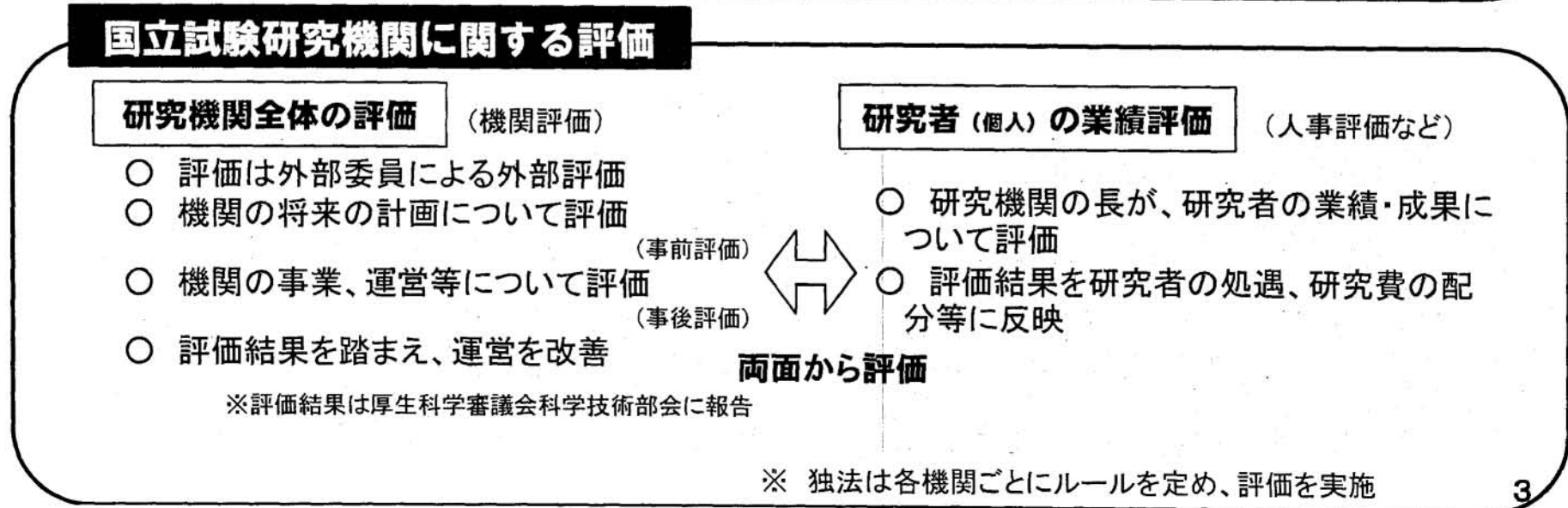
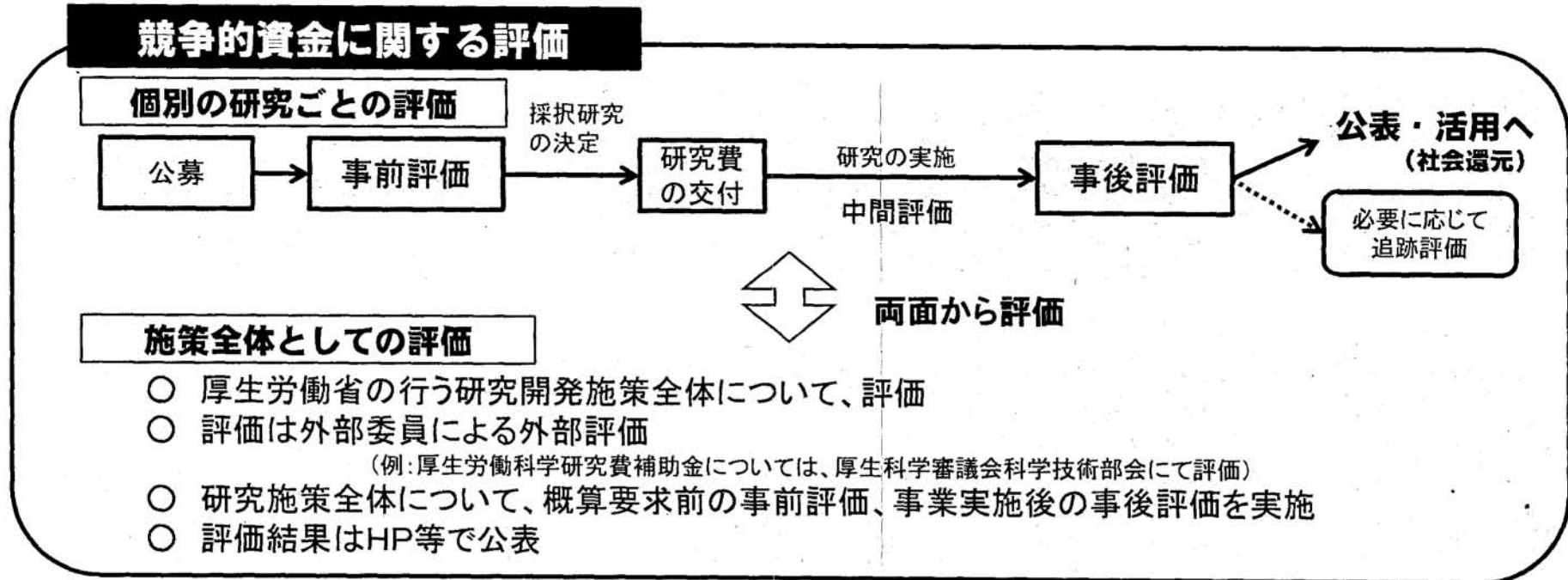
厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

- 大綱的指針の策定を受け、厚生労働省の科学技術研究の成果を適切に評価するために、研究評価の省の共通的なルールとして策定。
- この指針は、
 - ・ 厚生労働省の競争的資金制度* による研究 (厚生労働科学研究費など)
 - ・ 厚生労働省の試験研究機関、公益法人への研究補助事業(放射能影響研、結核研)などを対象としている。
- 現在、この指針に沿って、厚生労働省の研究開発の評価を行っている。

* 広く研究課題等を募り、これを評価・選択し、研究者等に配分する研究助成の制度

※ 独法は、この指針を参考に、機関ごとにルールを定め、評価を実施。

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針に基づく評価（現状）



研究の評価の特性(留意点など)

- 科学技術研究の評価やあり方等については、「**総合科学技術会議**」(内閣総理大臣議長)において、政府全体で論議。
- また、**研究開発型の独法のあり方**についても、政府全体で検討中。
- これら検討の論議等においては、主に以下のような点が、科学研究評価の特性等として論議されている。

①一定のリスクや予見不可能性(不確実性)

→研究は先行投資的なもの。研究のプロセスそのものから効果を得られる場合もある。

②多様な主体による創意工夫(切磋琢磨)により進歩

→複数の研究者が類似的なテーマを競争的に取り組むことにより進歩

③間接的な効果を生み出す側面がある(客観評価の困難性)

→政策等への直接的な反映だけでなく、全体の技術水準の向上や、将来的な発展につながる可能性など、数値等で合理的に評価しにくい間接的な波及効果もある。

④成果が活用されるまで一定期間を要する場合がある

→間接的な波及効果が及んで活用に至るまでには一定の時間がかかる場合がある。

厚生労働科学研究費補助金について

【目的】

厚生労働科学分野の研究を振興し、行政施策の科学的な実施を図るとともに、技術水準の向上に資する。

【研究事業の分野】

472億円(H22) (実績:1594件(H21))

1 行政政策研究分野

・社会保障政策、国際医学協力 など

2 厚生科学基盤研究分野

・再生医療、創薬、医療技術 など

3 疾病・障害対策研究分野

・障害、老健、母子、がん、疾病、感染症など

4 健康安全確保総合研究分野

・健康危機管理、労働安全、医薬・食品安全など

【交付の形態】

① 一般公募研究 (1503件(H21))

② 指定研究・特別研究 (91件(H21)) 限定的に公募によらないもの

・ 緊急の行政ニーズに対応するためのもの

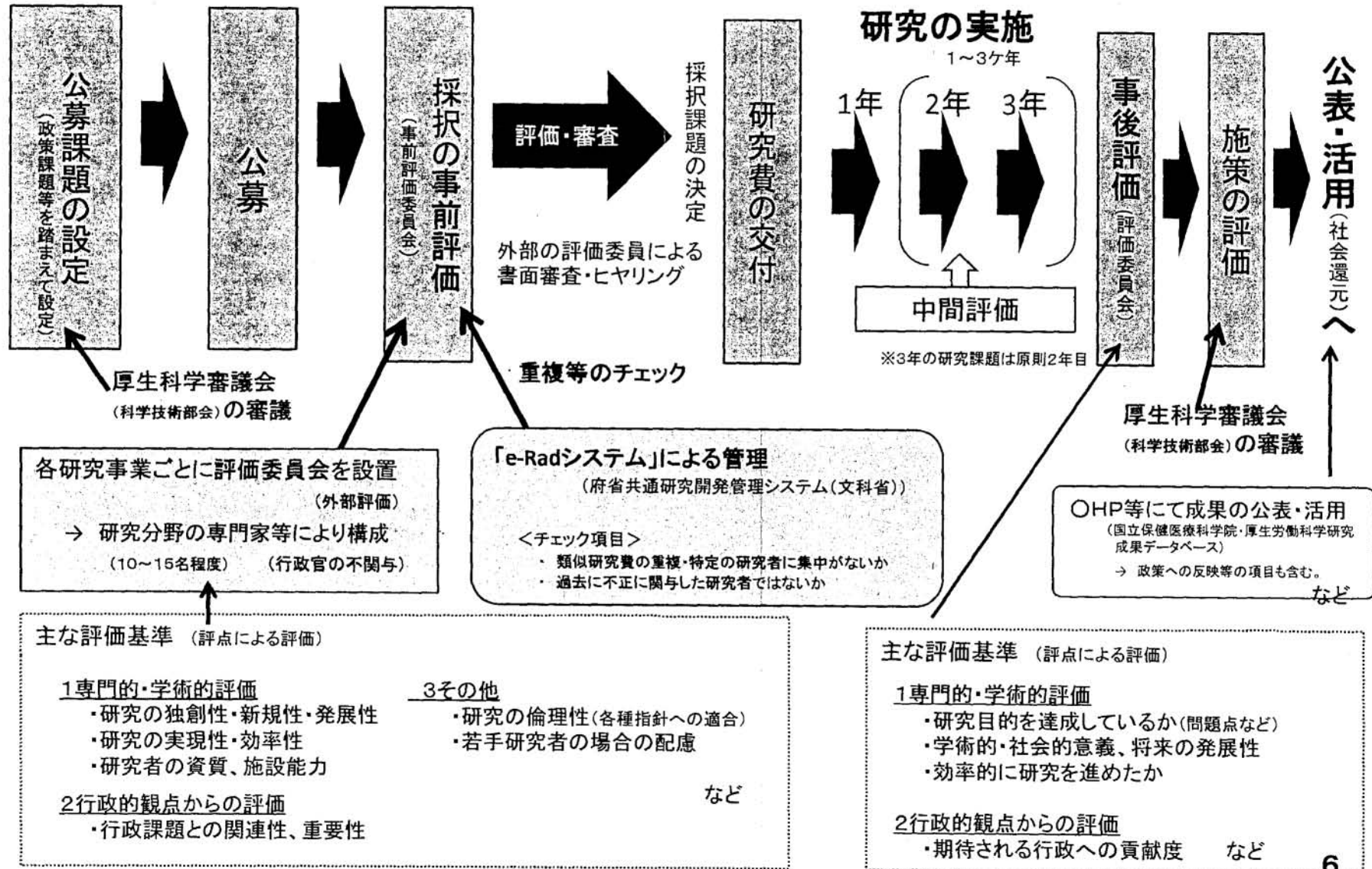
例: 小児ぜんそくと重症新型インフルエンザの全国調査研究、小児臓器移植ガイドライン研究 など

・ 特定の研究能力・体制を有する者でないと対応できないもの、長期継続的な研究を要するもの

例: エイズ診療連携ネットワーク研究、インフルエンザ様疾患の以上行動実態研究、フィブリノゲン製剤実態調査 など

厚労科研費の研究評価等の流れ(現状)

○「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」等に基づき、研究評価を実施。
 ○事前・事後の評価を通じ、研究の内容を評価 (成果についても公表)



主な評価基準 (評点による評価)

1 専門的・学術的評価

- 研究の独創性・新規性・発展性
- 研究の実現性・効率性
- 研究者の資質、施設能力

2 行政的観点からの評価

- 行政課題との関連性、重要性

3 その他

- 研究の倫理性 (各種指針への適合)
- 若手研究者の場合の配慮

など

主な評価基準 (評点による評価)

1 専門的・学術的評価

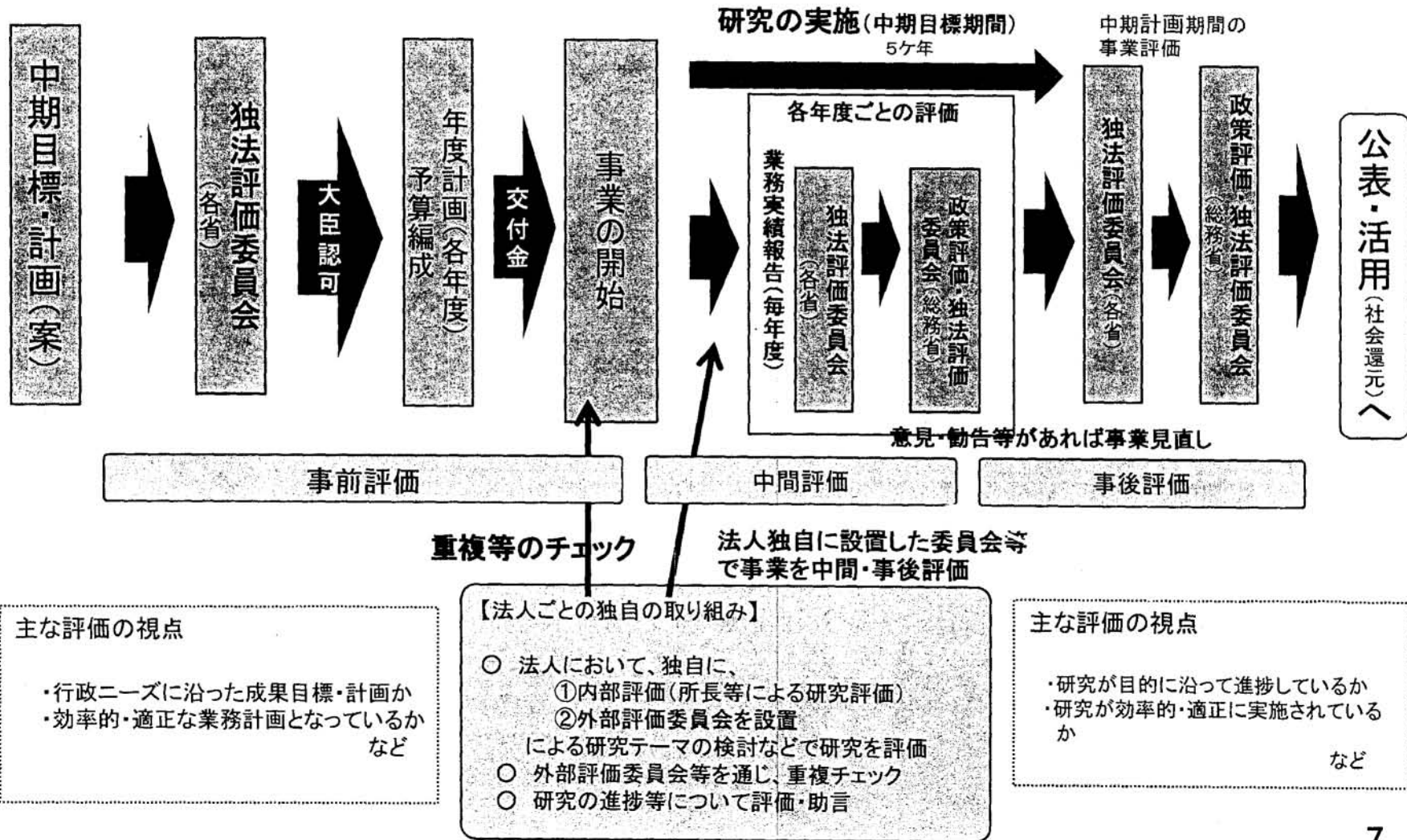
- 研究目的を達成しているか (問題点など)
- 学術的・社会的意義、将来の発展性
- 効率的に研究を進めたか

2 行政的観点からの評価

- 期待される行政への貢献度 など

独法が行う研究の評価等の流れ (一般的な現状)

- 独法共通のガバナンススキームの中で、研究事業を評価
(中期計画・中期目標・事業計画(各年度ごと)の中で事業チェック。独法評価委員会等を通じて事業を評価する仕組み)
- 「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、研究の評価も実施。



府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

- 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)とは、競争的資金制度※1を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステム (文科省主担当)

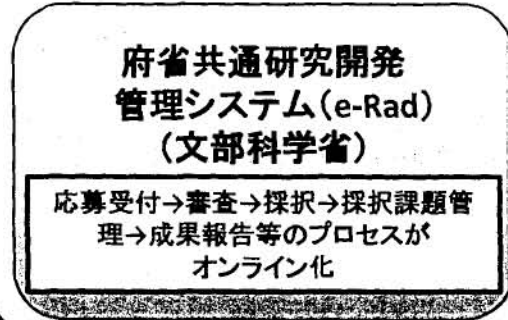
※1 広く研究課題等を募り、これを評価・選択し、研究者等に配分する研究助成の制度

- 本システムの利用により、研究費の①不合理な重複、②過度な集中を回避し、③「不正者※2」の応募を一定期間制限することが可能となっている。

※2 研究費の不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された研究者



研究重複などのチェックに活用するシステム



☆不合理な重複、過度の集中の有無を確認
☆不正者情報の登録

※ 本システムに登録している者は、研究者も利用可能。
※ 本システムの情報は、主に競争的資金により行われている研究

今後の厚生労働科学研究について

(厚生科学審議会におけるこれまでの議論)

役割の再確認

厚生労働科学研究は、国民生活に直結する行政施策上の課題を解決する目的志向型の研究

- ① ニーズの把握(国民生活の安全・安心を脅かす課題の科学的な把握)
② シーズの創出(課題を解決する新技術等の創出)
③ 成果の社会還元 が重要

※ 平成21年12月から厚生科学審議会において議論を開始し、本年7月頃にとりまとめる予定

改善の方向性

厚生労働科学研究の性格・役割について

- 個々の研究課題をなぜ設定したのか、その意図を明確に研究者、国民へ伝える。
- 各研究課題の目的や内容、研究期間内に求めている具体的な成果などについての説明を明確にする。など

評価等について

- より多くの専門家を評価委員とする。
- 研究終了後(例えば3年後)に評価を行う(研究成果が、行政、国民生活にどう活かされたか)。
- 事前評価者に、各公募課題における行政的意図を示した上で評価を依頼する
- 過去の厚生労働科学研究費の実績(中間・事後評価の結果)を、その後の事前評価の参考とする
(成果のない研究の繰り返しを防止)
- 事後評価は、行政施策に反映できる成果に重点を置くべき。
- 研究課題数を絞ることも検討課題。
- 研究の長期的な戦略と目標設定を行う者の拡充 など

広報等について

- ハンドブックの作成、学会誌等への案内の掲載、成果の周知のためのワークショップの開催。
- 研究者自身の成果還元を評価することも必要(応募様式に過去の実績欄を設定)。 など